

第4次草津市男女共同参画推進計画 後期計画

(計画期間:令和8(2026)年度から令和12(2030)年度)



概要版

1. 草津市男女共同参画推進計画の趣旨

本市では「草津市男女共同参画推進条例」に基づき、草津市男女共同参画推進計画を策定し、総合的かつ計画的に施策を推進してきました。

このたび、令和3年度から10年間を計画期間とする「第4次草津市男女共同参画推進計画」の中間年度にあたり、法改正などをふまえ、「第4次草津市男女共同参画推進計画後期計画」を策定しました。

【計画の基本理念】

- ①男女(あらゆる人)の人権の尊重
- ②社会の制度や慣行の見直し
- ③方針立案や決定への参画機会の確保
- ④家庭生活と社会生活の両立
- ⑤家族の構成の多様性の尊重
- ⑥生涯にわたる健康な生活の営み
- ⑦セクハラとDVの根絶
- ⑧国際社会の取組との同調

【目指す方向】

男女(誰も)がともに
喜びと責任を分かち合う
協働のまち 草津



2. 草津市の男女共同参画に関する現状と課題

令和6(2024)年に実施した草津市男女共同参画についてのアンケート調査結果や第4次草津市男女共同参画推進計画の実績から、以下のような男女共同参画の現状と課題があることがわかりました。

■本市の女性雇用者の割合は増加傾向にある一方で、**女性の年齢別の就業率は30代で低下するM字カーブを描いており、多くの年齢層で滋賀県や全国の平均を下回る**状況。就労を希望する女性が働き続けることができる雇用環境づくりが必要。就労を希望する女性が働き続けることができる雇用環境づくりが必要。

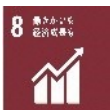
■性別役割分担意識について、「男は仕事、女は家庭」と考える市民の割合は低くなっているものの、「**政治分野**」や「**社会通念・慣習・しきたり**など」の分野では「**男性が優遇されている**」という意見が依然として多くあり、幅広い世代に対する啓発と学習機会の充実が継続し必要。

■柔軟な働き方ができる環境の整備や業務効率化等により、望ましいワーク・ライフ・バランスの実現を目指すとともに、男性の育児・介護休業等の取得促進に努め、家庭生活への参画と啓発を進めることが必要。

■ドメスティック・バイオレンスについて、**被害者の約3割が相談を行っていない現状**。相談窓口の認知度を高め、困難を抱える方が必要な支援に繋がれるよう連携して取り組むことが必要。

■地域役員等の女性参画や地域防災における男女共同参画を進めることが必要。

計画に関連する
SDGs



第4次草津市男女共同参画推進計画
後期計画本編はこちらから▶



3. 施策体系

「男女（誰も）がともに喜びと責任を分かち合う協働のまち 草津」の実現を目指して、4つの目標ごとに基本方針を定め、それぞれの取組を進めていきます。

【計画の位置づけ】

・草津市男女共同参画推進条例に基づく推進計画
 ・「男女共同参画社会基本法」に基づく市町村男女共同参画計画
 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）」に規定する市町村基本計画
 ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に規定する市町村推進計画
 ・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）」に規定する市町村基本計画



4. 計画の推進にあたって

主体	取組内容
市	・市民、事業者、各種の団体および教育に関わる人との協働のもとに、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な体制を整備し推進します。
市民	・男女共同参画についての理解を深め、基本理念に基づき、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めます。 ・市が行う男女共同参画施策に協力するよう努めます。
事業者	・男女共同参画についての理解を深め、基本理念に基づき、性別による差別的な取扱いを行わず、男女が事業活動に対等に参加する機会を確保するとともに、男女が職業生活と子育て、介護などの家庭生活とを両立することができるような職場の環境づくりに努めます。 ・市が行う男女共同参画施策に協力するよう努めます。
各種の団体	・男女共同参画についての理解を深め、基本理念に基づき、その活動を行うに当たり、男女共同参画の推進に努めます。 ・市が行う男女共同参画施策に協力するよう努めます。
教育にかかわる人	・男女共同参画社会の形成に果たす教育の重要性を深く理解し、基本理念に基づいた教育または保育に努めます。 ・市が行う男女共同参画施策に協力するよう努めます。

● 草津市立男女共同参画センター 「あい・ふらっと」 ●

男女共同参画や女性の活躍推進に関する啓発、学習会、DV・男女共同参画相談、女性専用カウンセリング等を実施しています。



DV、家族関係の悩み、自身の生き方などについて、一人で悩まずご相談ください

■ 場所

草津市大路二丁目1番35号（市民総合交流センター5階）

■ 開所時間

月～金および第1・第3土曜日 8：30～17：15



【相談窓口】 9：00～12：00

13：00～16：00

（TEL：077-565-1539）

※祝日・年末年始は休み

発行／草津市 総合政策部 男女共同参画センター

発行年月／令和8(2026)年 3月

TEL:077-565-1550 FAX:077-565-1518